

平成26年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成26年3月10日(月)

議 事 日 程 (第4号)

平成26年3月10日午前10時開議

- 日程第 1 報告第1号及び第2号
日程第 2 議案質疑 議案第2号ないし議案第78号
日程第 3 請願第1号

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第1号及び第2号(採決)
日程第 2 議案質疑 議案第2号ないし議案第78号
日程第 3 請願第1号

出席議員

18番	後藤 守 議長	17番	川又 照雄 副議長
1番	井坂 孝行 議員	2番	藤田 謙二 議員
3番	赤堀 平二郎 議員	4番	木村 郁郎 議員
5番	深谷 涉 議員	6番	鈴木 二郎 議員
7番	平山 晶邦 議員	8番	益子 慎哉 議員
9番	菊池 伸也 議員	10番	深谷 秀峰 議員
11番	高星 勝幸 議員	12番	成井 小太郎 議員
13番	茅根 猛 議員	14番	片野 宗隆 議員
15番	福地 正文 議員	16番	山口 恒男 議員
19番	黒沢 義久 議員	20番	沢 畠 亮 議員
21番	高木 将 議員	22番	宇野 隆子 議員

説明のため出席した者

大久保 太一 市長	梅原 勤 副市長
中原 一博 教育長	佐藤 啓 総務部長兼政策企画部長
荻津 一成 市民生活部長	塙 信夫 保健福祉部長
檜村 浩治 産業部長	鈴木 典夫 建設部長
山崎 弘行 会計管理者	鈴木 則文 上下水道部長
福地 壽之 消防長	山崎 修一 教育次長
宇野 智明 秘書課長	植木 宏 総務課長

事務局職員出席者

吉 成 賢 一 事 務 局 長 金 子 充 議 事 係 長
榊 一 行 総 務 係 長

午前 10 時開議

○後藤守議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 22 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○後藤守議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 報告第 1 号及び報告第 2 号

○後藤守議長 日程第 1，報告第 1 号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例），報告第 2 号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市教育委員会教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例），以上 2 件を議題といたします。

○後藤守議長 報告第 1 号及び報告第 2 号については、質疑，討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

○後藤守議長 お諮りいたします。

報告第 1 号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例），報告第 2 号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市教育委員会教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例），以上 2 件については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第 1 号及び報告第 2 号については、原案承認することに決しました。

日程第 2 議案質疑 議案第 2 号ないし議案第 7 8 号

○後藤守議長 次，日程第 2，議案質疑を行います。議案第 2 号から議案第 7 8 号まで，以上 7 7 件を一括議題といたします。通告がありますので発言を許します。

3 番赤堀平二郎議員の発言を許します。

〔3番 赤堀平二郎議員 質問者席へ〕

○3番（赤堀平二郎議員） 民主党の赤堀平二郎でございます。私は、本定例会に提出されておりますところの平成26年度常陸太田市一般会計予算議案第69号の中の、複合型交流施設整備事業費に関連してお尋ねいたします。

ご存じのように、この事業は3年前、当市にも大きな被害を与えました東日本大震災に連なりますところの、福島原発事故を契機にサスペンド状態となっていたわけでありますけれども、来年度いよいよもって、実質的に動き出すということであります。そこでまさにこのときに再度確認させていただきます。

私が思うに、当然のことでありますけれども、この事業は営利収益を目的とした民間の事業ではございません。これはまさに行政の行うところの事業であります。とするならば、明確な政策目的、政策獲得目標がなければなりません。再度その点について確認させていただきたいと思っております。答弁を願います。

次に、今申し上げました事業費の主な予算といたしまして、51ページの13節委託料、15節工事請負費、52ページの17節公有財産購入費が計上されておりますけれども、その内容についてお伺いしたいと思います。あわせて今後のスケジュール及び総事業費のうち、国、県補助金、市の自主財源等の内訳についてもお伺いしたいと思います。よろしく答弁のほどお願いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。産業部長。

○樫村浩治産業部長 ただいまの複合型交流拠点施設整備費についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、本事業の政策目的でございますが、この間、審議会、定例会並びに市政懇談会や市広報紙等においても、数次にわたりまして市民の皆様にご説明を申し上げてきておりますが、本市の基幹産業であります農林畜産業の振興と、地域資源を生かした交流人口の拡大を進め、地域全体の活性化を図るための重要な行政施策の1つとして取り組むものでございます。

続きまして、平成26年度の主な予算でございますが、13節委託料でございますが、現在、本年度の事業として基本設計を3月中旬までの工期で行っているところでございます。平成26年度には詳細設計、いわゆる建築及び外構等の実施設計を行ってまいります。その委託料は3,400万円でございます。

続きまして、15節の工事請負費についてでございますが、面前道路からの計画地への進入路の確保、調整池の設置、造成工事合わせて1億2,900万円を計上してございます。また、17節公有財産購入費でございますが、用地購入費といたしまして、1億1,000万円を計上しているところでございます。

続きまして、全体的な今後のスケジュールでございますが、平成26年度はまず、6月の議会に用地取得のため財産の取得について議案を上程させていただき、ご承認をいただければ、地権者との売買契約、所有権移転登記等の手続を進め、7月中旬以降、造成工事として盛り土の搬入を始めてまいりたいと考えております。なお、盛り土の土につきましては、極力茨城県等が同時

期に行う道路工事等の現場で発生する土を直接搬入することにより、少しでも市の経費削減を図れるよう、県と密に調整してまいりたいと考えております。

また、計画地内に設置する調整池につきましては、土地の有効活用の観点から一部を地下式とする方向で検討を進めており、地下式の調整池につきましては、造成工事と並行して整備を進めることとしております。

さらに、平成26年度は建築本体及び駐車場等の外構等の実施設計を行いまして、平成27年度に本体建築工事を、平成27年度から平成28年度に外構工事を行い、平成28年7月のオープンを目指し、事業を進めてまいります。

続きまして、総事業費についてでございますが、昨年5月の全員協議会にお示しをさせていただいた時点では、総事業費を約10億円程度と見込んでおりましたが、今般の建築単価の高騰、特に労務費、建築資材等の高騰が進んでおりまして、平成24年から平成25年の1年間で約20%上昇している状況にあるため、建築本体工事及び外構工事につきましては増額せざるを得ない状況となり、それに伴い全体事業費といたしましては、現在のところ約11億5,000万円程度となる見込みでございます。

なお、今後も労務費、建築資材等の上昇、消費税の増税などにより、さらに事業費が上昇することも考えられますが、詳細設計を進める中で、できる限り上昇を抑えられるよう、十分に精査をしながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして、財源の内訳についてでございますが、まず国庫補助としまして農林水産省の交付金につきましては、再度対象事業等の協議を行い、先月変更計画を提出したところでありまして、昨年5月時点での交付申請額を2億3,000万円としておりましたが、今般3億2,000万円に増額申請をしたところでございます。

また、茨城県が、国土交通省の防災安全交付金を活用した道路利用者の休憩施設整備としまして、主に駐車場部分の一部を県が1億円で事業を施工する方法で、現在調整をしているところでございます。これらを受けまして、市としましては残りの経費の95%を合併特例債として、6億8,000万円活用することで計画しております。市の実質負担額は、整備当初の負担分としての5,000万円と、今後10年間の合併特例債の元利償還金のうち70%が交付税措置をされることから、残りの30%分となる2億1,000万円を合わせました、2億6,000万円を市の実質負担額を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○後藤守議長 赤堀議員。

○3番（赤堀平二郎議員） 答弁ありがとうございました。

本市におきましては、ご存じのように少子・高齢化、人口減少の進行、福島原発の風評被害による交流人口の減少、また財政面では、合併算定替によるところの地方交付税の減額といろいろな困難な状況にありますけれども、しかしながら、否定的な条件を挙げ連ねているだけでは何事も始まりません。常陸太田市の新たなまちづくりのため、ここに暮らし続ける市民、住民の皆さんのためにも、これらの諸問題に対して適宜適切な施策が遂行されることが望まれます。

本事業が、費用対効果、コストの削減、効率的運営を念頭に、主たる産業である農林畜産業の振興と交流人口の拡大、地域全体の活性化に資するものでありますように希望いたしまして、私の議案質疑を終えます。ありがとうございました。

○後藤守議長 次、22番宇野隆子議員の発言を許します。

[22番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○22番(宇野隆子議員) 日本共産党の宇野隆子です。通告しておきましたとおりに、議案質疑を行います。私は、議案第2号、議案第10号から議案第56号まで、これは消費税の税率5%から8%の引き上げによる使用料、手数料、水道料金などの改定による条例の一部改正について、議案12、13、34、38、42、52号の6議案については、消費税関連ではありませんので除きます。

まず、16ページの議案第2号常陸太田市債権管理条例の制定について伺います。債権管理条例の制定ですけれども、県内では古河市と日立市の2市だけだと思いますが、本市が今議会で先行して制定する背景について伺いたいと思います。

例えば18ページ、第6条督促でありますけれども、この中には、「法令の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない」と。規則を見ますと、例えば「20日以内に督促状の発行、15日以内に納付」とあります。提案理由の中に、「統一かつ効率的な債権の管理に関する事務処理」とありますけれども、例えばどういう場合なのか、例を挙げて説明していただければと思います。

もう1点は、施政方針の中に、次のように方針が述べられております。「自立性、自主性の高い財政運営については、税負担の公平性を確保するため、市税の適正課税に努めるとともに、債権管理条例を制定して債権管理の徹底を図り」、途中は省略しますが、「市税等収納対策本部を中心に関係部課が連携し、積極的に財源の確保を図ります」。このような方針が述べられております。

債権管理体制の強化を図るためだけの制定ではもちろんないと思いますけれども、最終的には取れるものは徹底して取るということが、これから行われるのではないかと。滞納者への徴収が強化されるのではないかと懸念するわけですが、このあたりのことについてご説明をいただければと思います。

次に、議案第10号から議案第56号まで、最初に申し上げました6議案を除いた41議案が消費税率の引き上げに伴っての条例の一部改正となっております。そこで伺いますけれども、料金改定による増収額は幾らになるのか。また、一般会計における支払い分は幾らになるのか伺います。

次に、議案第35号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について伺います。187ページになります。この中の新旧対照表で見ますと、梅津会館前駐車場が廃止になるわけです。この件について、現況と廃止する理由、今後の利用について伺います。

次に、議案第46号、47号、48号、51号は、交流センターふじ、水府総合センター、里美文化センター、生涯学習センターの4施設の条例の一部改正についてです。いずれも消費税率

引き上げによる使用料金等の改定と、あわせてこれまで使用料金がばらばらであったということで料金の統一がされております。この辺について、基本的な考えを伺いたいと思います。

最後に、議案第49号ふるさとの森マウンテンバイクコース設置及び管理に関する条例の一部改正について伺います。258ページの新旧対照表ですけれども、1人当たり1日の使用料金が個人団体ともそれぞれ無料になるということで、気軽に負担なくマウンテンバイクコースが利用できるのはいいことだと思いますので、これについては私も賛成します。この中で、現行では貸し切りの場合のみ使用料金を設定することになったわけですけれども、現況について伺いたいと思います。それから、無料になった理由についてもお伺いをいたします。

以上で、1回目の質疑を終わります。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 お答えします。まず、常陸太田市債権管理条例の制定についてのご質問にお答えいたします。市の債権については、その種類により根拠法令が異なるため、滞納処分や強制執行等の法的措置について、適法関係が複雑でわかりにくいものとなっております。また、債務者の収入状況等の把握や債権管理に関する事務の執行状況についても、全庁的なばらつきがある状況でございます。

そこで、本条例の制定により、市の債権や法令の規定を整理し、債権の状況を正確に把握しながら、統一かつ効率的な事務処理を行うことにより、全庁的な債権管理体制の強化を図ってまいります。

統一的な事務処理の一例として、条例第6条にあります督促についてご説明を申し上げます。現在、市の債権については、地方自治法及び同法施行令により、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされておりますが、地方税法で定めのある税を除きまして、督促については、具体的な発送期限及び納付期限が定められていない状況でございます。

今般、条例の制定をすることにより、履行期限後20日以内に督促状を発し、その納付期限を15日以内と指定することを全庁的に行うことで、履行期限までに履行しない者に対する督促について、今後、市全体で統一的な債権管理が可能となります。

また、滞納者への対応が厳しくなるのではないかとのご質問でございますけれども、それぞれの担当課におきまして、徴収すべき債権についてはこれまでと同様に、根拠法令等に基づき滞納整理を行ってまいります。一方で、一括納付できない滞納者につきましては、財産状況の把握に努め、納付相談により分納できるよう、猶予措置についても同時並行で行ってまいります。なお、財産調査の結果、納付資力がないと判断した滞納者については、徴収の停止や債権の放棄などを行ってまいります。

次に、議案第10号から議案第56号にかけてのうち、消費税が増税となる影響額についてのご質問にご答弁いたします。消費税及び地方消費税法の改正に伴い、本市の公共料金等が5%から8%に引き上げになることにより、本市の歳入は、平成26年度当初予算ベースで申し上げますと、一般会計で624万円の増額となります。企業会計については、下水道事業が724万円、

農業集落排水事業が248万5,000円、戸別合併処理浄化槽設置整備事業が88万1,000円、簡易水道事業が361万3,000円、水道事業が2,880万6,000円、工業用水道事業が86万1,000円となり、料金等の改定により一般会計、企業会計合計で5,012万6,000円の歳入増になるものと見込んでおります。

次に、一般会計が負担すべき消費税でございますが、平成26年度当初予算において1億7,200万円程度の歳出増になると試算をしております。

次に、議案第35号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についての中の、梅津会館前駐車場の定期駐車の利用状況、廃止した理由、今後の利用についてのご質問にお答えいたします。

まず、梅津会館前駐車場の定期駐車利用の状況についてでございます。定期駐車場10台のうち、利用台数は4台ございまして、平成23年度から3年間、平均の利用率は40%でございます。

第2に、梅津会館前駐車場を廃止した理由でございます。今ご答弁申し上げましたように、利用率が低いこと、そして近隣に民間の駐車場があること、3つ目に平成26年秋の梅津会館リニューアルオープンに伴いまして、来客用の駐車場を十分に確保する必要があること、特に観光バスで来る団体観光客に対応する駐車場を確保するためでございます。

最後に、梅津会館前駐車場の今後の利用についてでございますが、今後は梅津会館の専用駐車場として利用してまいります。

以上でございます。

○後藤守議長 教育次長。

○山崎修一教育次長 議案第46号交流センターふじ、議案第47号水府総合センター、議案第48号里美文化センター及び議案第51号生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、使用料改正に関するご質問にお答えいたします。

これらの文化、生涯学習施設については、生涯学習センターを含めた4施設の使用料について、合併以前の使用料金体系、使用時間の区分をそのまま引き継ぎ定めております。大きな差はございませんが、使用料金は全て同じではございませんでした。

今回の改正にあたり、統一料金とした基本的な考え方といたしましては、ふれあいホールトウノナイ、里美文化センターを除き、各施設のホールは約300席と同規模であること、またホールや会議室等の利用者負担の公平性の確保や、利用者にとってわかりやすい利用料金体系とするため、市生涯学習センターを基本として、料金や使用区分の統一を図り、市民の総合的な学習、生涯学習の推進に資することといたしました。

○後藤守議長 産業部長。

○樫村浩治産業部長 本市のふるさとの森マウンテンバイクコースにつきましては、平成10年に設置され、自然と親しみながら健康増進を図ることを目的に、ふるさとの森内に設置されております。

現況についてのご質問でございますが、これまでの利用状況といたしましては、平成22年の

収入では、利用収入については19万4,000円、利用者については590人、平成23年度は20万9,000円の収入がございまして、798人の方にご利用いただきました。平成24年の収入につきましては22万3,000円で、利用者については849人の方にご利用いただいております。個人あるいは家族などの小規模な団体の利用者と、大きな大会も年に2回ございまして、多くの方にご利用いただいております。

常陸太田市ふるさとの森マウンテンバイクコースの条例の一部改正により、コース使用料を個人団体が利用する場合、無料とするものでございますが、これにつきましては、公園などと同じように、今後さらに多くの皆様に気軽にご利用いただけるように無料としたものでございます。なお、団体等が1日貸し切りで行うような大会等につきましては、これまでどおり使用料を納付していただくということで、消費税の改定に伴い、条例の一部改正をさせていただくところでございます。

以上でございます。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番（宇野隆子議員） 議案第2号常陸太田市債権管理条例の制定については、滞納者の取り扱いがこの制定で述べられているわけですが、こういう社会ですから、なかなか支払い能力も厳しくなっていると思います。そういう中では、先ほども答弁にありましたように、納付相談を丁寧に行って進めたいと思います。

議案第10号から議案第56号まで、41議案にかかわる消費税増税による料金改定の増収額分ですけれども、5,012万6,000円ということで農林業、商工業等々、金額を出していただきました。この中で水道料金が2,880万6,000円と、全体の増税分の50%以上になるということで、水は毎日使うものですから、5%から8%になるのは各家庭にとって非常に負担が大きいのではないかと思います。

また、本市の一般会計における支払い分、1億7,000万円増ですけれども、これについても非常に影響が大きいと思われまます。今回の5%から8%への引き上げによる地域経済への影響をどのように見ておられるのか、伺いたしたいと思います。

議案第35号の駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正については、説明につきましては了解をいたしました。

議案第46号、47号、48号、51号、交流センターふじ、水府総合センター、里美文化センター、生涯学習センターの4施設についての使用料金の統一化と料金改定ですけれども、どのように変わったのかということで見ました。先ほど生涯学習を基本にということでありましたけれども、交流センターふじが非常に引き上げられている。239ページから240ページにかけてですけれども、農村文化創造ホールは現行で夜間7,000円ですが、今度は1万800円と3,800円アップです。1日使うと1万9,000円が、2万3,760円と4,760円のアップということです。

それから、240ページ、会議室、農事研究室、視聴覚室、生活実習室といずれも夜間600円が1,510円です。これについては、2倍以上の引き上げになります。1日使うと、1,700

円が3,240円と2倍まではいきませんが、大きな引き上げになるわけです。

この料金は生涯学習センターと同一で、10年たって今、消費税の税率引き上げとあわせての統一化ということですが、私は料金の引き上げ幅が非常に大きいと感じます。段階的な引き上げなども——引き上げそのものに私は賛成しませんが、生涯学習ということで教養、文化での会議室、ホール利用については、より安く使いやすいほうが一番いいわけです。このような大幅な引き上げとした理由と、今回初めて4施設の統一化を図るということで、一気に上げるのはどうなのかと疑問を持つわけですが、この辺はどのような検討がされたのか伺いたいと思います。

議案第49号のふるさと森マウンテンバイクコースの設管条例の一部改正についてですが、先ほどの部長のご説明の中で、公園などと同じように多くの皆さんに利用してほしいということであり、例えば教育委員会管轄になりますけれども、大方の運動公園の運動広場とか、天下野公園の運動広場、松平の松平公園自由広場はいずれも無料で、市外の者が使用した場合に若干料金が設定されております。

こういうところでの考え方なんですけれども、監視する人を置いていないところは無料になっていますが、今後、運動広場等々においては無料の方向でもっていくのかどうか、そこら辺を関連して伺いたいと思います。

以上で2回目の質疑を終わります。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 お答えします。消費税の増税が地域経済に与える影響でございますけれども、消費税の引き上げに伴いまして、買い控えですとか、買い控えによる売上げの減少ですとか、交流人口の減少は本市に限らず、全国的に危惧されている状況でございます。これらにより、地域経済の低迷や家計への負担増が危惧される場所ではありますけれども、国の平成26年度予算において、設備投資や賃上げを促すための企業減税ですとか、自動車取得税の引き下げ、また本市の当初予算においても計上しておりますが、低所得者層や子育て世代への現金給付など、消費税増税に向けた経済対策が盛り込まれているところでございます。

また、首相自らがデフレ脱却に向けて、経済界への賃上げ要請も行っているところでございます。本市としても、これらの国の経済対策に歩調を合わせることによって、消費税増税に伴う景気の低迷や低所得者層への負担増も緩和されていくものと考えております。

以上でございます。

○後藤守議長 教育次長。

○山崎修一教育次長 生涯学習センター関係の再度のご質問にお答えいたします。

交流センターふじにおきましては、確かに引き上げ額が改正前と比べまして大きくなっております。ただし交流センターふじにおきましては、金砂郷地区以外の方も利用することもありますので、基本的には市民の方が同一条件で使用した場合、利用者負担の公平性を確保するという考え方で統一を図りました。

また、検討した状況でございますけれども、使用料金、使用時間の統一に当たりましては、ホ

ール席等の規模、研修室や講座室等につきましては、利用人員が約30名から50人程度となつてございまして、これらの規模や設備を踏まえ、使用料金を統一させていただきました。具体的には先ほど申しましたように、市生涯学習センターを基本といたしました。

また、利用時間につきましても、同じく生涯学習センターの使用時間区分を午前、午後、夜間、その他の統一といたしました。その際、里美文化センターに設定されておりました暖房、冷房加算等については、廃止いたしました。

今後も市民の皆さんにご理解をいただき、生涯学習施設の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

○後藤守議長 産業部長。

○樫村浩治産業部長 運動広場につきましては、引き続き市内の方につきましては無料という考え方でございます。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番(宇野隆子議員) 消費税率アップの問題ですけれども、質疑ですからやり合うつもりはないんですが、先ほどのご説明の中で、いろいろな国の経済対策もあるから経済的に緩和されるということでした。私が1つ気になったのは、大企業は減税で国民には増税だということで、企業に対する減税は問題だと思うんです。そのことについて私は納得できませんけれども、先ほどのご説明でどのぐらい増収になって、大変なのかという部分についてはわかりましたので、結構です。

議案第46、47、48、51号の4施設の引き上げです。税率改正と統一化という部分で、金砂郷センターふじですけれども、ホールにつきましても会議室につきましても、先ほどの新旧対照表の中で、会議室は2倍以上の料金に引き上げられています。住民サービスを考えても、もう少し丁寧な検討が必要ではないのかなと思うんです。

先ほど3つ出されました。ホールについては300席で同じような規模を持っていて、公平性の確保も理由で述べられました。生涯学習センターを基本として、金砂郷の住民に限らず旧太田市の人もふじを使っているから、統一料金にしたんだということでした。

私たちはたまに金砂郷のふじを利用しますけれども、太田のパーティホールよりも安くてよかったなと思うんです。住民サービスを考えたときに、市町村合併のときの説明を忘れてはならないと思うんです。「サービスは高いほうに、負担は低いほうに」と。これは耳にたこができるくらい聞いてきたわけです。今10年を迎えるときに、4施設全部の料金を統一していくんだということで一律にして、大幅にふじの使用料金を上げる。私は、住民サービスを視点に置いた料金設定が求められているんじゃないか、もう少し丁寧に検討されるべきではなかったかと思うんですけれども、その辺についても一度ご説明いただければと思います。

説明をいただきまして、お願いをいたしまして、私の質疑を終わります。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育次長。

○山崎修一教育次長 今回の改正につきましては、先ほど申しましたように各施設の規模、ホールや会議室等の利用者負担の公平性の確保という観点から改正を行いました。

○後藤守議長 以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 お諮りいたします。

議案第69号から議案第78号まで、以上10件については、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号から議案第78号まで、以上10件については、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、井坂孝行議員、藤田謙二議員、深谷涉議員、鈴木二郎議員、益子慎哉議員、菊池伸也議員、深谷秀峰議員、福地正文議員、宇野隆子議員、以上9人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9人を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。互選されるまでの間、暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時57分再開

○後藤守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されました委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長、深谷秀峰議員、副委員長、鈴木二郎議員。

以上であります。

○後藤守議長 次に、議案第2号から議案第68号まで、以上67件については、お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3 請願第1号

○後藤守議長 次、日程第3、請願第1号要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書の採択を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号については、お手元に配付いたしてあります請願文書表のとおり、文教民生委員会に付託いたします。

○後藤守議長 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は3月20日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時58分散会